

平成13年度PRTRデータ 集計結果報告書

平成15年3月6日付けで特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第8条第2項及び第4項の規定に基づいて経済産業大臣及び環境大臣から通知があった事項にかかる同法第5項に基づく兵庫県の集計結果報告

平成15年3月

兵 庫 県

はじめに

平成15年3月6日付けで特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第8条第2項及び第4項の規定に基づいて経済産業大臣及び環境大臣から第一種指定化学物質等取扱事業者が平成14年4月1日から7月1日までに届出があった平成13年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し、ファイル記録事項として通知があった。

兵庫県では、同法第8条5項の規定に基づいて、経済産業大臣及び環境大臣が、関係行政機関の協力を得て推計した、第一種指定化学物質等取扱事業者以外の事業者の事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量等とあわせて、当該通知に係る事項について集計するとともにその結果を公表することとした。

当報告書は、その集計結果をまとめた第1回報告書である。

化学物質による環境リスク削減のため、本報告書が関係者のデ・タ活用と様々な取り組みに資することを期待するものである。